

平成26年度第4回生駒市男女共同参画審議会会議録

- 1 日 時：平成26年8月22日（金） 午後1時から午後3時50分まで
- 2 場 所：コミセン 206会議室
- 3 出席者：楨村会長、内橋委員、藤林委員、菊田委員、竹内委員
（欠席委員）立松委員、中谷委員
（事務局）川口人権施策課長、吉岡人権施策課課長補佐、清水男女共同参画プラザ所長、上田男女共同参画プラザ係員
- 4 議事内容：1 生駒市男女共同参画行動計画（第3次）の策定について
2 その他
- 5 傍聴者：なし

6 会議録（要旨）

（事務局） 【会議の成立】＜生駒市男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項＞

（会長） 【挨拶】

（事務局） 【会長に議事進行依頼】

＜生駒市男女共同参画推進条例施行規則第12条第1項＞

（会長） 【会議公開、会議録作成、公表確認】

案件(1)、生駒市男女共同参画行動計画（第3次）の策定について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 事前に送付した「基本目標1」について、現状と課題を平成25年度に実施した「男女共同参画・人権についての市民アンケート調査」の報告書に沿って説明します。

- ・「性別役割分担意識」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する意見が前回、前々回に比較して少なくなっている。
- ・「家事・育児等の役割分担」については、いずれの項目についても「主として妻か母親」が前回よりも少しは減っているものの、依然として多く、意識と現実とのギャップがみられる。
- ・「男女の地位の平等」では、「学校教育の場」で平等という割合が多いが、それ以外は「男性優位」という回答が多い。
- ・「DV経験の有無」では、124人（12.1%）の人が何らかのDV経験があったと答えており、公的機関への相談は少ない。また、49.2%は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えている。さらに、「相談するほどのことではないと思った」、「がまんすれば、このままやっていけると思った」、「相談しても無駄だと思った」が多く、被害が潜在化しやすくなっている。支援を充実する必要がある。

(会 長) ご意見、ご質問等ありますか。

(委 員) 「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識を解消する施策として進めてきた結果ということですか。

(事務局) 全部、施策の成果とは言えないが、結果としてそういう部分はあると考えています。

(会 長) ただ、家事・育児の役割分担は、依然としてほとんどは女性が行っており、意識と現実とのギャップがあるという説明だったと思います。

高齢者や病人の介護については、今まではほとんどが女性の役割だったが、公的サービスに置き換わってきたということが言えます。

(委 員) 同じ女性でも、以前は息子の妻に負うところが多かったが、最近は妻や娘というようにもなっています。

(会 長) 学校教育の場で、「平等」という意見が 59.9%というのはこんなものですか。

(委 員) 学校は何かを生産する場でもなく、教育をする場なので、男性優位にする理由も全くないと思います。小学校の場合は教師の数も女性のほうが多いので。

(会 長) 但し、G G I (ジェンダー・ギャップ指数) では教育の分野で 81 位となっています。また、大学の進む分野によっても格差が生じてきます。女性は理科系でも薬学は伸びていますがその他ではあまり伸びていません。進路を決めるうえで、中学校が一番重要だと思っています。

今、大きな流れとしては女性も男性も社会の一員として関わっていくという方向にあるので、育児休業とか、男性の育児とか、女性が子どもを持っても仕事を続けられる仕組みを作ることが一つです。

D V についてはどうですか。

(事務局) 一般相談が年間 700 件近くあり、その中で 100 件近くは D V の相談です。また、相談しない人が多いという問題もあります。

(委 員) 相談したことによって解決の道筋が見えるということを感じられないのではないのでしょうか。子どもも虐待や D V をまずは隠そうとします。

(会 長) 「相談するほどのことではないと思った」という人を、何とか相談のほうに持っていくことが大事だと思います。女性は経済的なこともあって、就労とか次のステップへの道筋をつけてあげないと、また戻ってしまうことになってしまいます。

では、計画の基本目標1について、案を提示していただいているので、それについて説明をお願いします。

(事務局) 計画の体系についても前回からいくつか変更させていただいています。
基本目標1について説明します。また、基本目標2、基本目標3は次回に審議願いたいと考えています。

レイアウトについては「基本目標」の下に「基本方針」があり、基本方針ごとに「現状と課題」「基本施策の概要」「基本施策の方向とその内容」を示しています。また、「基本施策の方向」には施策項目と施策の内容を示しています。そして、最後に地域での取り組みを示しています。「現状と課題」の後ろには根拠となる市民アンケート調査の結果のグラフを示しています。

【以下、別添資料参照】

(会長) お気づきのところから、意見をお願いします。

(委員) “性別にとらわれない表現”とは、どういうことですか。

(事務局) 例えば、家族を表す挿絵にネクタイを締めた父親、割烹着の母親など、性的役割分担意識によって女性像、男性像を決めつけてしまうような表現等や各種の申請書への不要な性別記載等であると考えています。

(会長) “新規”となっているが、前はなかったものですか。

(事務局) 第2次計画でも“ジェンダーにとらわれない表現の推進”ということで掲載していましたが、一般的に理解してもらいやすい表現にしたものです。

(会長) 第2次計画で入っていた「行政文書様式から性別記載欄を削除する等性同一性障害者等への配慮」「講座や研修会の開催等メディア・リテラシー向上のための啓発や学習機会の提供」は、今回はなぜ入っていないのですか。

(事務局) 性別記載は、今まで取り組んできたもので、完了したと考えられることから掲載していません。メディア・リテラシー向上のための講座や研修会は、特化して行っては行いませんが、一般的な男女共同参画の研修の中にも取り入れているので掲載していません。しかし、今後も推進していかなければならないこともある分野という意味で項目としては残しました。

(委員) 言葉の使い方で、「性別役割分担」や「固定的な役割分担」など、さまざまなので統一する必要があると思います。

(事務局) 文言は整理します。

(会長) 基本方針 2 の現状と課題の中で、「社会教育の場」と使われているが、「生涯教育」という方が良いと思います。生駒市ではどういう使い方をしていきますか。

(事務局) 検討します。

(委員) 「男女の人権」とわざわざ“男女”と明記する意味、また先ほども性同一性障害者等への配慮ということが出ていの中で、あえて男女としているのはどういう意味があるのですか。

(会長) 「男女の人権」は、男女共同参画社会基本法の中からとってある言葉です。なお、あくまでも男女共同参画社会基本法に基づく計画なので、方針 3 の「あらゆる暴力の根絶」についても、男女に絞らないといけないと思います。男性についても、男は仕事、女は家庭という考え方にに基づく仕事中心の生活の中で過労死や自殺が引き起こされている。それは固定的役割分担に基づく男性の人権侵害ということがあるので、男性のことについてももうちょっと触れた方がいいと思います。男性の自殺率も世界的にも多く、年間 3 万人ぐらいあるので、家庭でのことだけでなくそういうところも触れた方がいいと思います。

(事務局) 基本目標 3 の「男性にとっての男女共同参画の推進」の中で触れようと思っ
ていますが、奈良県は自殺率がかなり低いというのが現状です。

(会長) 教職員の研修については、基本方針 2 の中に入っていますが、市の職員の研修についてはどこに入っていますか。

(事務局) 基本方針 1、基本施策の方向 1 の中に「市職員等に対する情報発信・啓発」ということで入っています。

(会長) 啓発と研修は違うように思います。情報発信・啓発では弱いような気がします。

(事務局) ご意見を踏まえ、検討します。

(会長) 基本方針 1 の地域での取り組みで“女性問題”となっていますが、これでよいですか。また、企業は採用した女性にいかに関与してもらおうかということを考えているので、“男女共同参画や女性の活躍促進”のような、もっと前に進めるような表現がいいと思います。

(事務局) 見直します。

(委員) 基本方針2の基本施策の概要で、「学校等においては、男女が共に思いやりの気持ちや・・・」とありますが、“男女”という文言を抜いても同じだと思います。むしろ、「男女がお互いを尊重し協力する・・・」という言葉を入れてはどうでしょう。

(会長) そうですね。

(委員) 基本施策の方向3の②で、「保育や学校教育における男女共同参画リーダーの養成」とは教職員のリーダーを指しているのですか。

(事務局) 生駒市では、リーダー養成の施策として男女共同参画職員部会組織しており、そこには保育園や幼稚園職員も入っています。そこでは、研修とテーマ研究、発表を行っています。小中については人権研修の中で行っていただけると思いますが、把握しきれいていません。

(委員) 基本施策の方向4の②の「地域における男女共同参画推進リーダー」とは、自治会等に対するものですか。

(事務局) 事業としては、「女性リーダー養成研修」というものを、毎年ではありませんが行っています。

先程おっしゃった“市職員のリーダー研修”については入れるところを検討します。

(会長) 養成した人にどういうことをやってもらうかということをはくっと書いておけばいいかもしれません。

(事務局) 事務局からの確認ですが、基本施策の方向4では、家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った“学習の促進”としましたが、施策の項目では“教育の促進”としてあります。どちらの表記が適切でしょうか。

学校に関しては教育という言葉を使いやすいが、家庭や地域となると学習のほうが適切かと思って修正したものです。

(会長) また、最後で検討しましょう。

(会長) 基本方針3は、「あらゆる暴力の根絶」となっていますが、男女間以外のものも入ってきますよね。

(事務局) 男女共同参画行動計画の中にある“あらゆる暴力”なので、このスタイルで

書いている市もたくさんあります。国の計画は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という表記になっています。

(会 長) DV法に基づく「配偶者暴力対策基本計画」と位置付けるのだから、配偶者間に特化したものにしないとおかしいと思います。子どもの問題についても、家庭内の配偶者の暴力に関係するところはいいが、それ以外のものも入っているように思います。

(事務局) 国のように“女性に対する”とするのは問題があると思います。男性に対することもあるので、むしろ“配偶者間”とする方が範囲を限定していてよいのではないかと思います。

(会 長) 基本施策の概要で、「さらに、児童ポルノや児童買春なども含め、子どもに対する性暴力・性的虐待は、・・・」の箇所は、“配偶者間”ということには当たらないと思います。

高齢者の問題でも、例えば、高齢者夫婦での介護に原因することならここに入るが、それ以外は入らないと思います。

基本施策の方向5の②で「虐待防止」というのは子どもが対象のことですか。

(事務局) 要保護児童対策ということで、2次計画から入っていますが、子どもや高齢者に対する虐待も入れてしまうのかどうかということがあります。

(会 長) 「児童や高齢者等への虐待に関する相談体制の充実」や「虐待を受けている児童や高齢者の保護等、関係機関との連携体制の整備・充実」は配偶者間ということからは外れると思います。

むしろ、「プラザでの相談体制の充実」はここに入れるべきだと思います。

(事務局) 「法律相談等の相談窓口の充実」の中に入れていたものと解釈しています。

(会 長) 男女共同参画プラザの役割は重要なので、別にあげたほうがいいと思います。

(委 員) 学校の中ではいじめと体罰が大きな部分ですが、そういう問題も触れておいたほうがいいのかどうか。

(事務局) 検討します。ただ、DVに特化して、子どもや高齢者の問題をこの計画から外してしまうということはできないので、別建てで入れることになると思います。

(会 長) 幼児虐待なども男女間のことがからまっていることが多いです。例えば、妻の連れ子を虐待して殺してしまうということもあります。こういうのは夫婦間

のDVの問題と関係しているので、うまく書いて薄まらないようにしてほしいと思います。

そうなってくると、「地域での取り組み」も書き方が変わってくると思います。

(委員) 基本施策の方向6の「住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー被害者支援措置の実施」というのは、ここだけ具体的に書いてあって他との整合性が取れていないように思います。

(事務局) 「施策の内容」は、具体的事業ではなく施策のレベルで書いてあるので、書き方について見直します。

(委員) DVについて、加害者への対応というのは難しいでしょうか。

(会長) 男性相談というのは、市ではやってないが、県ではやっておられるのでしょうか。どこかで男性相談というキーワードを入れてはどうでしょうか。

(事務局) 家庭の中とはいえ、犯罪、刑罰の関わりから、相談の場に連れてくるのが難しい立場ということも考えられるし、現在、国等の上級機関でも対応について考えているところだと思います。市町村としては、“検討する必要がある”という程度かと考えています。

(会長) 施策の概要の中にストーカーということが出てこないですが、施策の内容で出てくるキーワードは、概要の中にも入れておくべきだと思います。

(委員) 基本施策の方向6の③で、「奈良県関係機関との連携による一時保護の推進」となっているが、ここだけ奈良県に限定してあるのはなぜですか。

(事務局) “奈良県”は削除します。

(委員) 「関係機関（子ども家庭相談センター）との連携」、その下は「関係機関（ハローワーク）等との連携」とすればどうですか。

(会長) 「京阪奈近隣6市の相談連携」についてはどこに書いてありましたか。

(事務局) 前はここに記載されていましたが、記載内容を施策レベルにするか、具体的事業まで書くかという検討の中で、「京阪奈近隣6市の相談連携」は具体的事業なので抜いたということです。

(事務局) 実施計画中の事業としては上がってくることにはなります。名称が変わるということもありますので、なるべく事業名を書かないように

したいと考えます。

(委員) 基本方針3の基本施策の概要中、「安心した生活の中で」を「安全で安心した生活の中で」にすればよいと思います。

(会長) 基本方針1の“人権意識の高揚”は、言葉として難しすぎると思います。
現状と課題の中で「男女共同参画が働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、・・・」というのは、おかしいのではないのでしょうか。女性が経済的自立できていないということが問題で、働こうとしたときに障害があるというわけです。そこを取り除いていくということが大切です。

(事務局) 国の第3次計画を策定するにあたっての基本的な考え方の中から引用しています。基本法制定施行後10年の反省の中で「男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった」という反省の一つとして入っているので、その部分を引用しています。
言い回しは検討します。

(会長) ワークライフバランスもそうですが、ダイバーシティも重要なポイントですが、また後で出てくるのでしょうか。そういう意味では、前文のところで新しい動きとか少子・高齢、人口減少化時代の背景みたいなことも書いたら、少しは前回と変わると思います。
今日はたくさんのご意見をいただきありがとうございました。
(2)の「その他」で何かありますか。

(事務局) 日程調整をお願いします。

【日程調整】

(事務局) 第3次計画案に対する意見は、後日、事務局へお知らせいただいても結構ですし、時間的にはまだ大丈夫なので、柔軟に対応したいと考えています。

(会長) 今日は大変ありがとうございました。
これで終了いたします。

以 上